

秋田近代史研究会 会則

第一条 本会は秋田近代史研究会と称し、秋田県を中心に、日本の近代・現代の歴史研究の推進を図ることを目的とする。

事務所を代表委員宅に置くこととする。ただし、委員会の協議により事務所を変更できる。

第二条 本会は前条の目的を達するために以下の事業をおこなう。

- 一 会員相互の討論、共同研究、資料収集。
- 二 会誌・会報、そのほか図書、文献等の編集発行。
- 三 普及事業。

第三条 本会の目的に賛成し会則にしたがうものは会に申し込み、会員となることができる。会員は全ての会合に出席し会の役員になり、会誌に投稿することができる。会員は会が定めた会費を納入するものとする。

第四条 ①本会の最高機関は総会である。会員は全て総会に出席し、発言し、議決に加わる権利がある。議決は出席者の過半数によるものとする。

②総会は原則として毎年一月に委員会が招集する。多数の会員の要求あるとき、または、委員会が必要と認めたときは、臨時総会を開く。総会の開催は、定例はその日より三週間以上前、臨時は一週間以上前に通知することとする。ただし、緊急の必要があるときはこのかぎりではない。

第五条 本会には総会で会員中から選出された次の役員を置く。役員の任期は二年とする。ただし、再任をさまたげない。

- 一 代表委員一名。本会を代表し、委員会を主宰する。
- 二 委員若干名。委員会を構成して会務を執行する。なお、委員のなかから、代表委員を補佐する副代表委員一名を選ぶことができる。
- 三 会計監事二名。合計を監査し毎年定例の総会に報告する。

第六条 本会は必要にしたがって研究部会（グループ）や支部を置くことができる。その責任者は活動状況を委員会に定期的に報告しなければならない。

第七条 ①本会の経費は、会費、寄付金、そのほかの収入によってまかなう。会費は年額五千円とし、他に維持会費年額五千円を納入する維持会員を会員の中から募集する。ただし、維持会員は特別な権限は与えられない。

②本会の会計は一月一日から一二月三十一日までを年度として限る。

第八条 退会したいものは、委員会に申しでなければならない。会則にそむくものは総会の決議によって、忠告または退会の勧告、除名することができる。

第九条 本会の会則の変更は総会の議決によって成立する。改正案は委員会または多数の会員の提案により総会で審議されるものとする。

付則 この会則は一九九三年一月一〇日から施行する。

付則 この会則は二〇一〇年一月一〇日から施行する。